

	ワクチン接種済	ワクチン未接種		
		部分的にワクチン接種済	医学的理由により接種に適さない方	個人的な理由
SOT オンライン 申込時	<p>最新のワクチン証明書をアップロードする。</p> <p>ワクチン接種の状況: <a href="#">WHO 緊急時使用リスト(WHO EUL)に掲載されているワクチンをすべて接種済みであること。</a></p>	<p>ワクチン接種証明書と初回接種日の証明書をアップロードする。</p>	<p>以下の内容が記載された医師のメモをアップロードする:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ビザ保有者の治療・投薬状況。</li> <li>- コロナウイルス予防のためのワクチン接種が受けられない理由 (ワクチンの銘柄は不問)</li> </ul> <p><b>注意:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- すべての添付書類は、手書きではなく、印刷されたものでなければならない。</li> <li>- 英語以外で作成された書類は、英訳と合わせてアップロードしなければならない。 翻訳業者に依頼することも可能。</li> </ul>	<p>なし</p>

	<p>旅行者のパスポートと一致する個人情報（氏名、生年月日）が記載された、英語または英訳された以下のワクチン接種証明書：</p> <p>a. 接種ワクチンの回数が明示されたデジタルワクチンアプリ、または</p> <p>b. 接種回数が明記された書面による証明書、または</p> <p>c. <a href="#">ワクチンチェックポータル</a>からの受理書（下記のリンクを参照）。もしこの <b>書類</b> の中の国・地域によって発行されるデジタルワクチン接種証明書をもっている場合。</p>		<p>以下の内容を記載した医師の診断書のコピー：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ビザ保有者の治療・投薬状況。</li> <li>- コロナウイルス予防のためのワクチン接種が受けられない理由（ワクチンの銘柄は不問）</li> </ul> <p><b>注意：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <b>すべての添付書類は、手書きではなく、印刷されたものでなければならない。</b></li> <li>- <b>英語以外で作成された書類は、英訳と合わせてアップロードしなければならない。 翻訳業者に依頼することも可能。</b></li> </ul>	<p>なし</p>
<p><b>入国時のワクチン接種の必要性</b></p>		<p>シンガポールで認可された抗原迅速検査 (ART)キットのプロバイダーが遠隔管理を行う自己管理型 ART 検査。</p> <p>a. ポリメラーゼ連鎖反応検査(PCR 検査)、または</p> <p>b. 訓練を受けた専門家が実施する抗原迅速検査 (ART)、または</p> <p>c. シンガポールで認可された抗原迅速検査 (ART)キットのプロバイダーが遠隔管理を行う自己管理型 ART 検査。</p>	<p>検査結果が陰性であることを示す出国前検査（PDT）報告書は、英語で記載され（または公証された英訳を添付し）、旅行者の名前、検査日、旅行者の生年月日またはシンガポールへの旅行で使用したパスポートの番号が明確に記載されていなければならない。</p>	

		<p>出国前検査(PDT) は、シンガポール出国日の 14 ~ 90 日前にコロナウイルスへの感染が陽性であった場合にのみ不要である。</p> <p>下記の<a href="#">リンク</a>から、出国前検査が免除されるかどうか、および最初の感染または回復を証明するために必要な書類の確認が可能。</p>		
<p>シンガポール 入国後、ビザ をお持ちの方 がすべきこと?</p>	<p>ワクチンの有効性確認のために血清検査（必要な場合）を行い、到着後 30 日以内にシンガポールの国家予防接種登録簿（NIR）でワクチン接種記録の更新を要する。</p> <p><a href="#">デジタルで証明可能なワクチン接種証明書</a>があれば、血清検査が免除される。しかし、ワクチン接種記録を NIR のデータに取り込むためには、医療機関の受診を要する。受診医療機関が証明書の真偽を確認し、スキャンする必要がある。</p> <p><b>注意:</b> 検査結果が陰性であった場合、2 ヶ月以内にシンガポールですべてのワクチン接種（<a href="#">参照</a>）を終える必要がある。</p> <p>a. 海外でのワクチン接種記録がない、または、</p>	<p>到着後 2 ヶ月以内に<a href="#">すべてのワクチン接種</a>を完了する。</p> <p>到着後 30 日以内に、シンガポールの国家予防接種登録（NIR）で予防接種記録を更新する。</p> <p>その際の費用は、全額個人負担とする。</p>	<p>シンガポール到着後 30 日以内にシンガポールで医療審査を受け、シンガポールの国家予防接種プログラムによるコロナウイルスのすべてのワクチン接種が医学的に該当しない証明を受ける。証明が出来ない場合は、到着後 2 ヶ月以内に<a href="#">すべてのワクチン接種</a>を完了すること。</p> <p>到着後 30 日以内に、シンガポールの国家予防接種登録（NIR）で予防接種記録を更新する。</p> <p>その際の費用は、全額個人負担とする。</p>	<p>到着後 2 ヶ月以内に<a href="#">すべてのワクチン接種</a>（下記<a href="#">リンク参照</a>）を完了させる。</p> <p>到着後 30 日以内にシンガポールの国家予防接種登録（NIR）にて予防接種記録を更新する。</p> <p>その際の費用は、全額個人負担とする。</p>

b. 血清検査（必要な場合）の結果がワクチンの有効性を証明していない。

その際の費用は、全額個人負担とする。